

○住宅・建築物防災力緊急促進事業補助金交付要綱

(傍線部は改正部分)

(新)	(旧)
<p style="text-align: center;">令和 7 年 <u>4</u> 月 <u>21</u> 日 国住市第 99 号-2 国土交通省住宅局長通知</p> <p>第 3 建築物耐震対策緊急促進事業の補助金の額</p> <p>1 (略)</p> <p>2 要安全確認計画記載建築物の耐震化に関する事業</p> <p>一 要安全確認計画記載建築物の耐震診断（擁壁の耐震診断を含む。）の補助金の額は、次のイ又はロに掲げる場合に依りてそれぞれイ又はロに定める額とする。</p> <p>イ 地方公共団体が当該事業を行う場合 耐震診断に要する費用の 2 分の 1 以内の額とする。</p> <p>ロ 民間事業者が当該事業を行う場合 耐震診断に要する費用に次式により算出した補助率（1/2 を上回る場合は 1/2）を乗じた額以内の額とする。 補助率 = $3/2 \times A$ A：当該事業に対して地方公共団体が事業主体に対して行う補助事業の地方負担額の割合</p> <p><u>ハ（削除）</u></p>	<p style="text-align: center;">令和 7 年 <u>3</u> 月 <u>31</u> 日 <u>国住街第 145 号</u>、国住市第 99 号、<u>国住木第 111 号</u> 国土交通省住宅局長通知</p> <p>第 3 建築物耐震対策緊急促進事業の補助金の額</p> <p>1 (略)</p> <p>2 要安全確認計画記載建築物の耐震化に関する事業</p> <p>一 要安全確認計画記載建築物の耐震診断（擁壁の耐震診断を含む。）の補助金の額は、次のイ又はロに掲げる場合に依りてそれぞれイ又はロに定める額とする。<u>ただし、ハに規定する建築物を耐震改修する場合は、耐震改修工事費に合意形成に係る費用を含めることができる。（第 6 項第 3 号及び第 7 項第 3 号において同じ。）</u></p> <p>イ 地方公共団体が当該事業を行う場合 耐震診断に要する費用の 2 分の 1 以内の額とする。</p> <p>ロ 民間事業者が当該事業を行う場合 耐震診断に要する費用に次式により算出した補助率（1/2 を上回る場合は 1/2）を乗じた額以内の額とする。 補助率 = $3/2 \times A$ A：当該事業に対して地方公共団体が事業主体に対して行う補助事業の地方負担額の割合</p> <p><u>ハ 以下に掲げる要件を満たす建築物を耐震改修する場合</u></p> <p><u>(1) 主要構造部が非木造であり、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面の道路の境界線までの水平距離に、前面の道路の幅員の 2 分の 1 に相当する距離を加えたものを超えるもの。</u></p> <p><u>(2) 地方公共団体が指定する路線（次の i）及び ii）に該当するものに限る。）の沿道に存すること。</u></p> <p><u>i) 当該建築物が倒壊等することにより道路閉塞等が生じた際、道路啓開に時間を要する等、特に事前対策を講ずるべき道路として、道路部局等と連携の上、特定していること。</u></p>

二 (略)

三 要安全確認計画記載建築物の耐震改修等、建替え又は除却に関する事業（擁壁の耐震改修又は除却を含む。密集市街地内の延焼の危険性が高い住宅で、耐震改修と併せて周囲で発生する火災による延焼を防ぐための構造とするものについては、火改修を含む。除却については、通行障害既存耐震不適格建築物に係るものに限る。）の補助金の額は、次のイ又はロに掲げる場合に依りてそれぞれイ又はロに定める額とする。ただし、ハに規定する建築物を耐震改修する場合は、耐震改修工事費に合意形成に係る費用を含めることができる。（第6項第3号及び第7項第3号において同じ。）

イ、ロ (略)

ハ 次に掲げる要件を満たす建築物を耐震改修する場合

(1) 主要構造部が非木造であり、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面の道路の境界線までの水平距離に、前面の道路の幅員の2分の1に相当する距離を加えたものを超えるもの。

(2) 地方公共団体が指定する路線（以下のi）及びii）に該当するものに限る。）の沿道に存すること。

i) 当該建築物が倒壊等することにより道路閉塞等が生じた際、道路啓開に時間を要する等、特に事前対策を講ずるべき道路として、道路部局等と連携の上、特定していること。

ii) 耐震改修促進計画に優先順位付けされたものであること。

ii) 耐震改修促進計画に優先順位付けされたものであること。

二 (略)

三 要安全確認計画記載建築物の耐震改修等、建替え又は除却に関する事業（擁壁の耐震改修又は除却を含む。密集市街地内の延焼の危険性が高い住宅で、耐震改修と併せて周囲で発生する火災による延焼を防ぐための構造とするものについては、火改修を含む。除却については、通行障害既存耐震不適格建築物に係るものに限る。）の補助金の額は、次のイ又はロに掲げる場合に依りてそれぞれイ又はロに定める額とする。

イ、ロ (略)

附則

第1 施行期日

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第2 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業の廃止

地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱（令和3年3月31日国住街第223号、国住市第156号）（以下「旧要綱」という。）は、廃止する。ただし、この要綱の施行の際、旧要綱に基づき行われている事業については、旧要綱を、なお効力を有するものとみなして適用することができる。

第3 経過措置

この要綱の施行の際、設計等に着手している事業については、なお従前の例によることができる。

附則

第1 施行期日

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第2 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業の廃止

地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱（令和3年3月31日国住街第223号、国住市第156号）（以下「旧要綱」という。）は、廃止する。ただし、この要綱の施行の際、旧要綱に基づき行われている事業については、旧要綱を、なお効力を有するものとみなして適用することができる。